

令和8年度 穴水小学校施設新築事業外構基本設計業務委託

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は穴水町（以下、「発注者」という。）の指示のもとに受注者が実施する『令和8年度 穴水小学校施設新築事業外構基本設計業務委託』（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、「穴水町業務委託契約約款」、「石川県設計及び解析業務委託共通仕様書」（令和5年1月 石川県土木部、石川県農林水産部）、その他関係示方書及び調査職員の指示に従い実施するものとする。
- 3 本業務着手前に本仕様書を十分理解し、疑義が生じた場合は調査職員の指示によるものとする。

第2条（業務目的）

本業務は穴水小学校の新設事業に際し、建築外構の基本設計並びに既設下水管の撤去設計を行うものである。

第3条（業務範囲）

本業務の業務範囲は穴水町大町地内とする。

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年10月30日迄とする。

第5条（業務内容）

業務内容は下記のとおりとする。なお、実施にあたっては、上位計画（建築基本計画）及び関連計画（建築基本設計業務及び地質調査業務）と十分に整合を図ること。

1) 外構基本設計

① 整地・排水設計

- ・敷地全体の造成及び排水に係る各種検討を行う。
- ・計画検討に先立ち、貸与資料及び現地踏査により用地界、土地利用、地形・地質、排水系統、既設構造物、供給処理施設、埋蔵文化財等の概況を把握し、コントロールとなる与条件の整理を行う。
- ・造成設計にあたっては、土量バランスを考慮した造成計画を立案するとともに、必要に応じ土留工（法面、擁壁等）の検討を含むものとする。
- ・排水設計にあたっては、雨水流出量を算定のうえ排水計算を行い、排水系統及び流下断面の精査を行う。また、調整池（雨水流出抑制施設）に係る検討を行うこととする。

② 基本設計図の作成

- ・整地・排水設計にて検討した内容、基本設計図の作成を行う。

③ 概算数量総括表の作成

- ・基本設計図に基づき概算数量の整理を行う。

④概算工事費の算出

- ・基本設計図及び概算数量総括用に基づき概算工事を算出する

2) 雨水排水協議

- ・雨水排水計画書（調整池計画）を作成のうえ、関係機関（石川県河川課、放流先河川管理者等）との協議を行う。

3) 下水管撤去設計

- ・造成地内にて不要となる既設下水道管について、現地踏査、資料収集を行い、撤去設計を行う。

第6条（打合せ協議）

初回打合せ、中間打合せ（2回、関係機関協議含む）、成果物納入時の4回を基本に実施するものとし、初回打合せ及び成果物納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

第7条（貸与資料）

本業務の実施にあたり下記資料を貸与する。貸与期間は業務期間完了時までとする。

- ◎穴水小学校施設建替基本計画策定支援業務報告書
- ◎穴水小学校施設新築事業敷地測量業務委託報告書
- ◎その他調査職員が業務に必要と認めた資料

第8条（成果品）

提出すべき成果物及び部数は、次に示すとおりとする。なお、設計内容報告書には概算数量総括表及び概算工事費の他、共通仕様書に掲げる内容を取りまとめるものとする。

本業務は、電子納品対象業務である。なお、電子納品に関する基準は「石川県電子納品運用ガイドライン（石川県・令和4年4月）」（以下、「石川県ガイドライン」という。）による。

- ◎設計内容報告書（A4版） 2部
- ◎基本設計図（A3版） 2部
- ◎電子データ 2部

第9条（秘密事項の堅持）

受注者は本業務に関する事項について機密を厳守し、無断で他に漏洩、利用してはならない。

第10条（業務の瑕疵）

受注者は業務委託が完了し成果品引き渡し後といえども、成果品に誤り等が認められた場合には、速やかに受注者の責任において修正しなければならない。

第11条（業務の終了）

本業務は成果品を提出し、その成果の検査に合格したときに完了したものとする。